

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

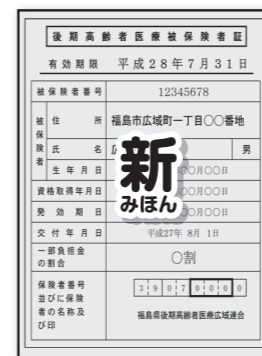
平成27年8月から
被保険者証が
新しくなります

白色の封筒で郵送しておりますので、ご確認ください。



同封されているもの
1. 新しい被保険者証
2. パンフレット
3. チラシ

新しい被保険者証の有効期限は、平成28年7月31日です。



新しい被保険者証は
オレンジ色です。

健康診査を受けましょう

年に一度の健康診査は、自分の健康状態を確認し、病気の早期発見や重症化予防のための大切な機会です。

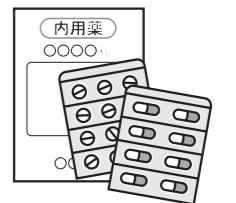
実施日時や場所などの詳細については、市町村によって異なりますので、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。



「ジェネリック医薬品」を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と同等の効果・効能を持つ医薬品のことです。一般的に新薬より安価で、皆さまの窓口負担の軽減や、医療費の抑制に繋がります。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う平成27年度の保険料減免について

①避難指示区域等の被保険者及び上位所得層^(※1)を除く旧緊急時避難準備区域等の被保険者の平成27年度の後期高齢者医療保険料については、平成26年度に引き続き減免いたします。

②平成26年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の上位所得層^(※1)の被保険者については、平成27年度保険料の4月分から9月分に相当する月割算定額を減免いたします。

※1 世帯に属する後期高齢者の所得（平成26年分）について、収入から経費を差し引いた所得から33万円の基礎控除額を引いた残りの総所得等を合算した額が、600万円を超える世帯。

※2 東日本大震災発生後、他市町村へ転出した方も対象になります。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う平成27年7月31日までの一部負担金免除証明書をお持ちの方へ

上記①及び②の上位所得層^(上記※1)に該当しない被保険者の方には、有効期間が平成27年8月1日から平成28年2月29日までの新しい免除証明書が住民登録のある市町村より郵送されます。^(上記※2に同じ)

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館内 TEL024-528-9025（代表）